## Jトラストマスターカード(デポジット型) 会員規約(新旧対比表)

現行

Jトラストマスターカード (デポジット型) 会員規約

更

Jトラストマスターカード(デポジット型)会員規約

一般条項

第1条~第5条(略)

第6条(付帯サービス)

1. 会員は、<u>カードに付帯した</u>サービス・特典(以下「付帯サービス」といいます。) <u>をご利用することができ、会員がご利用できる付帯サービス、及びその内容については、当社から会員に対し別途通知するものとします。尚、会員は付帯サービスのご利用等に関する規約等がある場合は、それに従うものとします。</u>

新設

- 2. 会員は、付帯サービスに付いて次のことを予め承諾するものとします。
- (1) 付帯サービスについて、会員への予告、又は通知なしに変更若しくは中止される場合があること。
- (2) 会員が第19条4項各号の何れかに該当した場合、付帯サービスのご利用が制限されること。

第7条~第9条(略)

第10条(ご利用代金明細書(請求書)・残高承認)

当社は、会員に対しカードご利用によるカードショッピングのご利用代金及び 手数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。)を請求するときは、 予めカードご利用代金明細書(請求書)を会員の届出住所宛に送付します。尚、 会員がカードご利用代金明細書を受け取った後、1週間以内に異議の申立てを しなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認 したものとします。 一般条項

第1条~第5条 同左

第6条(付帯サービス)

1. 会員は、当社又は当社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」といいます。) <u>が提供する</u>サービス、特典(以下「付帯サービス」といいます。) <u>を当社又はサービス提供会社所定の方法により利用できるものとします。会員が利用できる付</u>帯サービスの内容、利用方法等については、当社が書面等の方法により通知又は公表するものとします。

後 (2021.04.26~)

- 2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うも のとし、付帯サービスが利用できないことがあることについてあらかじめ承諾 するものとします。
- 3. 会員は、当社又はサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社又はサービス提供会社が付帯サービスとその内容について会員への予告又は通知なしに変更し若しくは中止することをあらかじめ承諾するものとします。

第7条~第9条 同左

第10条(ご利用代金明細書(請求書)・残高承認)

1. 当社は、会員に対しカード利用によるカードショッピングのご利用代金及び手数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。)を請求するときは、予めカードご利用代金明細書(請求書)を会員の届出住所宛に送付します。 尚、当社所定の手続がとられた場合には、当社は、当該請求書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該請求書の記載事項を提供することができるものとします。但し、法令等により電磁的な方法によることが認 新設

第11条~第15条 (略)

第16条(費用等の負担)

- 1. (略)
- 2. 会員は、支払を遅延したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合は再振替手数料として1回につき200円(税別)、振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき200円(税別)を別に支払うものとします。

3~5 (略)

6. 年会費、新規カード発行費用及び再発行手数料等、会員が当社に支払う費用等 に公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税を含みます)が増額される 場合は、会員は当該公租公課相当額、又は当該増加額を負担するものとします。

第17条(略)

第18条 (会員の再審査)

当社は、会員の適格性、カードご利用可能枠について入会後、定期・不定期の再審査を行います。この場合、会員は、再審査の資料として供するために、法令等で定められた年収証明書等当社の求める資料の提出又は運転免許証、パスポート、健康保険証等(以下「運転免許証等」といいます。)の記号番号の提供に応じるものとします。

第19条~第24条 (略)

第25条(収入証明書の提出)

会員は、当社から源泉徴収票などの収入、又は収益その他資力を明らかにする書面(以下<u>「収入証明書」</u>といいます。)の提供を求められることに関して、予め以

められない場合はこの限りではありません。

2. 会員が前項のカードご利用代金明細書を受け取った後(電子メールの送信その 他の電磁的な方法により前項の請求書の記載事項を当社が提供した場合には会 員がこれを受信した後)、1週間以内に異議の申立てをしなかったときは、残高 その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとします。

第11条~第15条 同左

第16条(費用等の負担)

- 1. 同左
- 2. 会員は、支払を遅延したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合は再振替手数料として1回につき <u>220 円 (税込み)</u>、振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき <u>220 円 (税込み)</u>を別に支払うものとします。

3~5 同左

6. 年会費、新規カード発行費用及び再発行手数料等、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課(<u>消費税等</u>を含みます。)が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、又は当該増加額を負担するものとします。

第 17 条 同左

第18条 (会員の再審査)

当社は、会員の適格性、カードご利用可能枠について入会後、定期・不定期の再審査を行います。この場合、会員は、再審査の資料として供するために、法令等で定められた年収証明書等当社の求める資料の提出又は運転免許証、パスポート等(以下「運転免許証等」といいます。)の記号番号の提供に応じるものとします。

第19条~第24条 同左

第25条 (年収証明書の提出)

会員は、当社から源泉徴収票などの収入、又は収益その他資力を明らかにする書面(以下<u>「年収証明書」</u>といいます。)の提供を求められることに関して、予め以

## Jトラストマスターカード(デポジット型) 会員規約(新旧対比表)

下の事項について承諾するものとします。

- 1. 会員は、収入証明書の提出を求められたときは、これに協力すること。
- 2. 提出された収入証明書の内容を当社が確認すること及び返済能力の調査に使用 すること。
- 3. 提出された収入証明書は会員に返却できないこと。
- 4. 収入証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは収入証明書の提出にご 協力いただいても当該書面の内容及び返済能力の調査結果によってはカードご利 用停止又はご利用可能枠の変更を行う場合があること。

第 26 条~第 47 条 (略)

その他の条項

第48条(外国人PEPs等届出)

により当社へ届出るものとします。外国人 PEP s 等に該当する場合、法令に対応す 法により当社へ届出るものとします。外国人 PEP s 等に該当する場合、法令に対応 るため、一部ご利用に制限がかかることがあります。

個人情報の取扱(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

第1条(与信目的による個人情報の収集・保有・利用の同意)

 $(1) \sim (4)$  (略)

(5) 本契約の申込者が会員に相違ないことを確認するため、申込者から原本の提 示または写しの交付を受けた運転免許証、パスポート、健康保険証等の本人確認資 示または写しの交付を受けた運転免許証、パスポート等の本人確認資料等に記載さ 料等に記載された本人識別情報(以下「本人確認情報」という)または審査資料に記しれた本人識別情報(以下「本人確認情報」という)または審査資料に記載の情報、もし 載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付くは本人特定または所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付を受けた戸籍 を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。

第2条~第10条 (略)

《相談窓口》

1~2 (略)

下の事項について承諾するものとします。

- 1. 会員は、年収証明書の提出を求められたときは、これに協力すること。
- 2. 提出された年収証明書の内容を当社が確認すること及び返済能力の調査に使用 すること。
- 提出された年収証明書は会員に返却できないこと。
- 4. 年収証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは年収証明書の提出にご 協力いただいても当該書面の内容及び返済能力の調査結果によってはカードご利 用停止又はご利用可能枠の変更を行う場合があること。

第 26 条~第 47 条 同左

その他の条項

第 48 条 (外国人 PEP s 等届出)

会員が、外国政府高官、外国政府高官の家族又は外国政府高官が実質的に支配する会員が、外国政府高官、外国政府高官の家族又は外国政府高官が実質的に支配する 法人(あわせて「外国 PEP s 等」といいます。)に該当する場合は、当社所定の方法 法人(あわせて「<mark>外国人 PEP s 等</mark>」といいます。)に該当する場合は、当社所定の方 するため、一部ご利用に制限がかかることがあります。

個人情報の取扱(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

第1条(与信目的による個人情報の収集・保有・利用の同意)

 $(1) \sim (4)$  (略)

(5) 本契約の申込者が会員に相違ないことを確認するため、申込者から原本の提 謄本、住民票等に記載の情報。

第2条~第10条 (略)

《相談窓口》

1~2 同左

## Jトラストマスターカード(デポジット型) 会員規約(新旧対比表)

Jトラストカード株式会社

〒880-0006 宮崎市千草町4番17号

お客様相談窓口 TEL 0570-002123

ホームページアドレス:https://www.jtrustcard.co.jp/

[包括信用購入あっせん・登録番号] 九州(包)第30号

会員規約をよくお読みのうえ大切に保管ください。

Jトラストカード株式会社

〒880-0006 宮崎市千草町4番17号

お客様相談窓口 TEL 0570-002123

ホームページアドレス: https://www.jtrustcard.co.jp/

「包括信用購入あっせん・登録番号 九州(包)第30号

会員規約をよくお読みのうえ大切に保管ください。